

浜松市エネルギー自給目標達成事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 再生可能エネルギー等による自家消費を行う事業者を顕彰することで、浜松市エネルギービジョンに掲げる電力自給率目標の実現に繋げることを目的とする。

(認定要件)

第2条 本制度における「エネルギー自給目標達成事業所」とは、次の要件を満たすものとする。ただし、認定の更新の場合は、当初認定時の要件に基づき認定を更新することができる。

- (1) 市内に立地する事業所又は施設において、常時事業活動を行っていること。
- (2) 自家消費を目的とした再生可能エネルギーによる発電設備又はコージェネレーションシステムを導入していること。
- (3) 当該施設における年間総電力使用量に占める再生可能エネルギーによる発電設備又はコージェネレーションシステムによる発電量の割合が、浜松市エネルギービジョンのエネルギー自給率目標として設定された30.6%以上であること。

(申請方法)

第3条 新たにエネルギー自給目標達成事業所の認定を受けようとする事業者は、市長が別途定める期間に、次に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 浜松市エネルギー自給目標達成事業所認定制度申請書（第1号様式）
- (2) エネルギー自給率報告書（第2号様式）
- (3) 第2条の要件を満たしていることが証明できる資料の写し
- (4) その他市長が必要と認めた資料

(認定)

第4条 市長は、前条の規定により書類が提出されたときは、内容を審査し、第2条に定める要件を満たしていると認めた事業所を、エネルギー自給目標達成事業所として認定する。

(認定証等の交付)

第5条 市長は、エネルギー自給目標達成事業所として認定した者に対し、認定証を交付すると共に、認定ロゴの使用を許可するものとする。

(状況報告)

第6条 第4条の認定を受けた者は、市長の求めに応じて、毎年のエネルギー使用状況を次に掲げる書類により報告しなければならない。

- (1) 浜松市エネルギー自給自足達成事業所認定制度報告書（第3号様式）
 - (2) エネルギー自給率報告書（第2号様式）
 - (3) その他市長が必要と認めた資料
- 2 市長は、前項の報告内容を確認し、第2条に掲げる要件を満たしていないと判断した場合は、第4条の認定を取り消すことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行の際現にこの要綱による改正前の規定により申請してある申請書等は、この要綱による改正後の相当規定により申請等をしたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する